

令和 6 年 6 月 25 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01339

研究課題名（和文）AI等利用行為のもたらす競争法上の課題と規律枠組みの解明

研究課題名（英文）Artificial Intelligence and competition law

研究代表者

瀬領 真悟（Seryo, Shingo）

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：90192624

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：企業が市場での行動決定等においてAIを用いた場合に生じる諸課題のうち、競争政策・競争法の観点から検討すべき問題として、カルテルなどの共同行為、競争者排除などの単独行為、企業結合規制にかかわり、AIの普及利用により市場とそこでの競争に関連して生じる新たな問題と対応について検討し、加えて、消費者法、情報法、個人情報保護法等、競争政策・競争法の関連分野での法規制との関係を検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

AI技術の発展や利用領域の拡大により、その影響は、企業間取引や消費者取引に広範に及ぶようになった。それは企業行動や行動内容の変容をもたらした。これが、AI利用に伴い生じる市場での新課題に対して、競争効果やその発生経路に関して新たな見方を見だし、競争法上の対応を考える必要性を高めた。本研究は、かかる課題に焦点を当て、競争法適用方法を検討解明することで、AI利用による弊害排除や弊害防止に寄与し、消費者法等の間接領域との連携（関係や補完等）を模索し、この問題に対する理論水準の向上をはかるとともに、企業や消費者の利益の確保や経済全体の効率的公正な発展という社会的利益に寄与するものである。

研究成果の概要（英文）：Among the various issues that arise when companies use AI in making decisions about their market activities, this project examined new issues and responses that will arise in relation to markets and competition there due to the widespread use of AI, being considered from the perspective of competition policy and competition law, including joint actions such as cartels, unilateral actions such as the exclusion of competitors, and merger regulations. In addition, the project examined the relationship with competition policy and laws and the related area to competition policy and law, such as consumer law, information law and the Personal Information Protection Act.

研究分野：経済法(競争法)・国際経済法

キーワード：競争法 AI カルテル・共同行為規制 一方的行為・排除行為・搾取行為規制 企業結合規制 EU競争法・米国反トラスト法 デジタル市場 消費者法・情報法・プライバシー法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

情報化や技術革新による経済活動展開や経済成長が模索され、Society4.0 や 5.0 実現等の政策等提言がなされ、DB 等構築や活用を図る開発利用等が志向されて来ている。その活動主体としてプラットフォーマー (Google 等 GAF A と称される) 等の企業群出現がこれを現実化する。他方、この現実化は、個人・企業や社会の膨大な情報を基礎とし、個人・企業や社会に対し正負の効果を及ぼす。本研究は、AI 等による DB 等利用 (以下、AI 等利用とする) がもたらす効果等につき、競争政策・競争法的観点からアプローチし、望ましい経済活動や社会の在り方を模索するというものであった。

2. 研究の目的

本研究は、AI 等利用への競争政策・競争法の適切な規律枠組み解明を狙いとした。Google 等巨大情報企業 (GAF A と称される) 行動の問題性や規律の必要性が検討され、それには競争政策・競争法からのアプローチも含まれている (経産省等「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」中間論点整理 (案) (2018 年 11 月 5 日))。しかし、企業行動の問題点、既存理論や制度による捕捉可能性や限界は未解明であった。本研究の独自性と創造性は、これについて議論を展開する EU 及び米国の競争政策・競争法を参照し、課題の解明と解法の提言を行う点にある。

3. 研究の方法

本研究は、AI 等利用に際し競争政策・競争法の規律可能性と限界を解明し、日本での規律構築の基盤提供のため、EU・米国の競争政策・競争法の議論に焦点を当て、以下の具体的な研究課題を設定した。

第一に、AI 等利用により単独企業がユーザー等に一方的に行う行動への規律を検討する。AI 等利用の焦点の一つは、経済活性化等を実現する一方、利用企業に有利でユーザー毎に差別的利用が生じることにある。ダイナミックプライシングといわれる価格設定行動で消費者行動分析に依拠した価格差別は、利潤追求とユーザー最適な取引条件実現という側面と、競争者等の排除やユーザーからの搾取・不適切な取引促進等、効率性阻害やユーザーの不当な不利益発生との側面を持つ。上記価格差別等を例に単独企業による AI 等利用の競争上望ましい効果と弊害の包括的検討により、単独企業行動規制の中での適切な枠組みの提言を行う。

第二に、AI 等利用による複数企業の企業行動調整の問題を検討する。AI 等共同利用はカルテル規制領域にあり、共同利用 4 類型が指摘され、3 類型の規制に課題ありとされる。AI 等利用カルテルすべてが伝統的規制枠組みで把握可能か、把握可能として、実務的に証拠収集や適切な措置を講ずることが可能か、AI 等利用による行動調整がもたらす効率性向上効果等と弊害との関係をどのように把握するのか。本研究は、上記 3 ポイントに焦点を当て、EU 米国法での理解の詳細網羅的検討により適切な規制枠組みを提言する。

第三に、当局による法適用・介入の実務的な実行可能性上の課題として、当局の問題認識可能な時期、介入可能な手段の有無、介入時期と範囲の適切性が指摘される。これらは、一方的・共同行為規制毎に特有なので、各規制の検討と並行し、EU 米国法での解決法模索を手がかりとし、課題や適切な解決策を提言する。

第四に、AI 等の扱う個人・企業情報には、競争政策・競争法以外の情報保護法等他法領域の規律が機能する。競争政策・競争法規律との連携や分担を整理し、適切な規制枠組み提言が必要である。本研究は、競争政策・競争法的規律提言に際し、この整理提言を行う

上記研究課題検討のための研究手法として、EU 法を主対象とし米国法に目配りをした比較法による手法を採用して、それに集中した。評価の高い文献・国内で未消化の文献 (Stucke and Ezzachi, Virtual Competition, 2016 等) を網羅的包括的に検討するとともに、EU・米国の政策的展開及び法執行の実務をフォローする。AI 等利用の社会経済的效果等の解が必須であり、経済学等の文献を参照する。研究者・当局等の関係者インタビューを、実態把握を狙いとし文献研究と合わせ総合化する。上記第 1 課題から第 4 課題の研究検討を年次毎に重点的に進行実施した。

4. 研究成果

AI 等の利用行為による競争法上の問題への規制のうち一方的行為規制の可能性と限界の解明に関しては、以下のような成果を得た。第 1 に、AI 等利用行為の持つ競争政策・競争法上の意義や効果及び適切な規制類型の把握である。競争の維持促進効果と反競争効果の両面で AI 等利用行為のもたらす効果を踏まえて、消費者利益についてどのような意義を持つのか、問題となる行為がどのような形で反競争効果を生じさせるのか (発生機序・Theory of Harms) についての整理ができたところであるが、それを踏まえて適切な行為類型把握の一部については未だ検討の余地が大きく今後の課題となっていることが把握できた。第 2 に、確立した排除型・搾取型濫用の要件解釈や実務の参照による AI 等利用行為の規律の理論的整理である。搾取型濫用規制につ

いては規制の意義及び基準の再検討や深化の提案並びに実務展開があることを確認できた。原状量類型にまたがりうる行為として、パーソナライズドプライシングなど価格設定行為については、主に理論面からの検討を行うことができた。第3に、法適用に際し当局が直面する実務上の課題整理と違反行為の摘発・立証手段や違反状態解消措置の検討であり、EU競争法ではGoogle事件等具体的事件処理及び新たな仕組みの構築提案が行われており、それらでの課題整理や提案について検討することができた。

次に、AI等の利用行為のもたらす競争法上の問題への規制のうち、共同行為規制の可能性と限界解明については、以下のような成果を得た。第1に、複数企業間競争制限行為とされる場合と合理的利潤最大化行動や効率的な場合との識別基準、及び識別のための考慮要因の検討に関して、幾パターンかのAI利用行為の分類が行われ、それに応じた識別基準や考慮要因を構成する対応さらには検討すべき問題点が認識されている。第2に、現在のカルテル規制理論と実務（意思の連絡や反競争効果と正当化事由）でのAI等利用共同化の捕捉可能性について、EU法での規制展開と照らし合わせ、第1に、現行のカルテル規制法理では捕捉困難なAI利用にかかわる規制理論の新思考・試行について検討した。第2に、現行カルテル規制法理のもと規制可能なAI利用についても特有の課題を認識整理することができ、これについてはEU法と米国法での実務的展開を確認検討した。第3に、措置命令に際して競争当局の執行上の課題と解法については、現行規制法理のもと可能な措置とその限界の認識はできたものの、より適切な措置等についての展望が未だ模索中であり、方向性や枠組みの認識について課題が残る。

競争法と他法領域規律の機能分担・補完性枠組み構築の課題明確化と解決法の考慮要因の検討に関し以下のような成果を得た。(1)情報(保護)・(2)差別禁止平等取扱・(3)消費者(保護)法・政策については、個別具体的な独自の法制定の展開は、いまだ十分には見られていないものの、既存法活用により一定程度の捕捉を行う試みを確認し、この局面では、競争法との機能分担・相互補完的役割を確認できた。他方それにとどまらないより包括的規律の展開と必要性とを確認した。第一に、AI利用を含む行為を対象として行為の外形や行為者に注視し規制を行うことの展開と内容確認である。第二に、AIの動作による人の認識操作・行動変容効果などについての規制必要性と困難さが考慮要因とされ、その取扱いの検討の確認である。第三に、国による指揮命令的法規制のみならず、代替的規律手法(自主規制・共同規制・事前規制・ソフトロー等)が適切な場合が、政策立案や法規制の際に認識されていることが確認できた。AI利用行為に関わる規制においては、(1)(2)(3)を視野に入れて検討するとしても従来型の規制手法ではない、規律手法を視野に入れながら検討を要することが認識できた。この点に関しては、前年度までの検討課題である競争法による規律・規制検討時にも同様である。このような規制手法の多様性・多重性を視野に入れると、他法領域のみならず競争法も含めて既存法による規律がカバーできる範囲と限界、あるいは、より効果的・効率的な規律のために必要な考慮事項検討事項が見えてきたということがいえる。

以上のような検討を踏まえ、AI等利用行為への競争政策・競争法規律の整理とわが国への示唆を得る研究を行った。

比較法的検討から、共同行為・一方的行為・企業結合の各規制も規制可能性と限界の理論的検討と課題が認識されていることが理解される。実務的展開は、共同行為規制での明示的及び暗黙の合意規制の範疇で取り込み可能なAI利用行為規制で見られる。EU・米国ともにカルテル実施手段としてのAI利用規制例はあるが、AIの共通利用を媒介とする協調行為=暗黙の合意規制はハブアンドスポーク的枠組みでの米国の取組が近年顕著である。一方的行為や企業結合規制では、AIの存在・利用を含む排除行為等や市場構造変更後の競争変化に焦点を当てた規制は展開しているが、AIの存在や利用自体よりも、それを背景としたものである。現時点で、消費者法等の規律は競争法と相互補完的関係にある。しかし、限界が意識されていると思われるEUを先頭とし包括的AI規制法が展開しており、適切な規制内容や規制手法が模索構築されつつある。他方、AIへの介入のあり方をめぐっては米国等で、リスクに警鐘をならしつつも技術革新による利便性への過剰介入の懸念もあり、包括規制と技術革新促進等とのバランスが模索されている。包括規制法策定枠組みと個別法対応枠組みがあることが明らかとなり、競争法と他の法規制との関係もその枠組み決定に応じて考えられねばならない。

我が国への示唆は以下の点である。個別法規制による規制上の課題があり、対応策は、包括規制法枠組み追求と個別法対応追求だが、後者の限界は明らかである。個別法対応の充実を模索しつつ、包括規制法も追求し、両者によりバランスのとれたAI規制を確立し、日本社会や日本法の状況を踏まえた具体的な規律内容と規制手法の確立が必要である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 土田和博編著(小田切宏之・吉田克己・中島徹・越知保見・小向太郎・柴田潤子・青柳由香・五十嵐俊子・林秀弥・石田眞・長谷河亜希子・中里浩・瀬領真悟・伊永大輔・渡辺昭成・若林亜理砂・洪淳康・王威駟・矢上浄子・渡辺徹也)	4. 発行年 2024年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 408
3. 書名 デジタル・エコシステムをめぐる法的視座	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------